

議案第 46 号

橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 6 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(特殊勤務手当) 第15条 略 2 特殊勤務手当の額は、前項第1号及び第3号の職員については従事した日1日につき150円を、同項第2号の職員については従事した日1日につき1,000円を、同項第4号の職員については従事した日1日につき700円を、同項第5号の職員については従事した件数1件につき2,000円を、<u>同項第6号の職員については勤務1月につきその職員の給料月額</u><u>の100分の20以内として予算の範囲内で支給する。</u> 3・4 略	(特殊勤務手当) 第15条 略 2 特殊勤務手当の額は、前項第1号、第3号及び第6号の職員については勤務1月につきその職員の給料月額の100分の20以内として予算の範囲内で支給し、同項第2号の職員については従事した日1日につき1,000円を、同項第4号の職員については従事した日1日につき700円を、同項第5号の職員については従事した件数1件につき2,000円を支給する。 3・4 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。